

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、常陸太田市が作成した常陸太田市地域防災計画（平成31年2月改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

常陸太田市は、茨城県北部に位置し、平成16年の市町村合併により、南北に約40km、東西に15kmの広がりを持ち、総面積が371.99km²（茨城県全体の6.1%）で、茨城県で一番広大な面積を有している。地勢は久慈川の支流に南流している河川沿いに肥沃な水田地帯が広がっている。

気候は太平洋型であり、年間平均気温が約14℃と四季を通じて比較的温暖であるが、市の北部地域では冬季に積雪を見ることがある。



②常陸太田市商工会の区分

常陸太田市商工会は昭和35年9月28日に、常陸太田市商工会として発足する。当市が平成16年12月に常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村の1市1町2村が合併し常陸太田市となったことで、平成18年4月に同地域にあったそれぞれの商工会が合併して現在に至っている。

③想定される地域の災害リスク

1) 風水害：常陸太田市地域防災計画

当市を流れる国の直轄河川は、久慈川、里川、山田川の3本の河川であり、特に久慈川は水源が他県にあり流路延長が長く、その水量は本市における降水量はもとより、上流の降水量の影響を大きく受ける。また国の直轄河川以外にも数多くの中小河川が流れているが、河川整備が遅れており、河川が氾濫するおそれがある。

久慈川支流の上流には、竜神ダムがあり、下流河川地域を水害から守るため、大雨時に流量を調節する体制がとられている。



当市における風水害の記録のうち、主なものは次のとおりである。

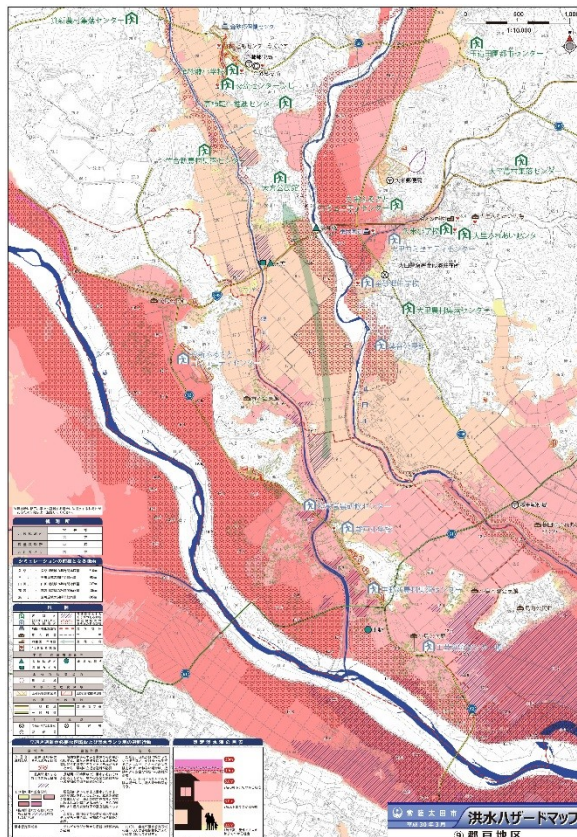
1. 昭和 57 年 9 月の台風 18 号（橋梁流出、道路損壊、田流出）
2. 昭和 61 年 8 月の台風 10 号（住家の半壊・床上浸水、崖崩れ、橋梁流出、道路損壊等）
3. 平成元年 8 月の台風 13 号（床上浸水、道路損壊、橋梁流出、護岸崩壊等）
4. 平成 3 年 9 月の台風 18 号（床上浸水、道路損壊、橋梁流出、田畑冠水等）
5. 平成 23 年 9 月の台風 15 号（床上浸水等）
6. 令和元年 10 月の台風 19 号（住家の半壊床上浸水、道路損壊、橋梁流出、田畑冠水等）

上記台風などによる豪雨では、床上・床下浸水、土砂災害では家屋の半壊や橋梁の流出、田畑の冠水など多くの被害を出した。

令和元年 10 月の台風 19 号による豪雨では、市内全域にわたり床上・床下浸水の被害がでており、特に市内郡戸地区は久慈川堤防の決壊により多くの被害が出た。

市では、浸水想定区域図を平成 17 年に改正された水防法の規定に基づき久慈川等の洪水ハザードマップを作成した。（右図）

堤防が破堤した場合の洪水氾濫状況をシミュレーションした結果を表示したもので、これにより浸水深が高い場合の洪水の氾濫状況を概ね知ることが出来る。



○本市における主要な河川・水位等

番号	河川名	種別	水位					備考
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高推移	
1	久慈川	1 級河川	1.50m	2.50m	2.90m	3.50m	6.09m	太平洋へ
2	山田川	〃	2.00m	3.00m	3.50m	3.80m	4.45m	久慈川に合流
3	里川	〃	2.00m	3.00m	3.00m	3.10m	4.60m	久慈川に合流
4	浅川	〃	2.19m	2.66m	3.11m	3.24m	4.17m	久慈川に合流
5	茂宮川	〃	2.10m	2.40m	2.80m	3.10m	-	太平洋へ

2) 土砂災害

本市には、崖崩れ・地すべり等災害が予想される危険な区域が相当数ある。

・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の箇所数

○金砂郷地区【H18 レベル1 (※1)、H25 レベル2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	59 箇所	59 箇所
土石流	24 箇所	19 箇所
地すべり	16 箇所	-

○水府地区【H19 レベル1 (※1)、H28 レベル2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	155 箇所	153 箇所
土石流	119 箇所	102 箇所
地すべり	9 箇所	-

○常陸太田地区【H21 レベル1 (※1)、H27 レベル2 (※2)・レベル3 (※3)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	120 箇所	116 箇所
土石流	82 箇所	69 箇所
地すべり	9 箇所	-

○里美地区【H19 レベル1 (※1)、H28 レベル2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	41 箇所	41 箇所
土石流	97 箇所	89 箇所
地すべり	4 箇所	-

※1 被害想定区域又は溪流に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場合を含む)ある危険箇所

※2 被害想定区域又は溪流に人家が1~4戸ある危険箇所

※3 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる危険箇所

3) 地震

(a) 想定地震

平成23年の東北地方太平洋沖地震では、本市においても震度6弱を観測し、建築物の倒壊、地盤沈下、液状化現象、各種インフラの寸断など大きな被害が発生した。

茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、首都圏直下型の地震(マグニチュード7級)の発生については、大型プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有しており、茨城県南部地震(マグニチュード7.3)が中央防災会議により想定されている。茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震(津波地震)については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性がある

されており、発生した場合は、マグニチュード 8.6~9.0 と地震調査研究推進本部により推定されている。

本市は過去において大きな直下型地震は発生していないが、[下図 1]に示す本市近縁の南東部に棚倉破砕帯断層が位置している。これは山田川に沿うもので、第三紀集塊岩と砂岩を境とする断層で、岩質の相違によるリニアメント※の疑いがある。活断層の確実度は、確実であるⅠから、活断層の可能性はあるが他の原因による地形の疑いが残るⅢまでの三段階があり、これは確実度が最も低いⅢとされる。

※ リニアメント：線上に続く谷地形や崖、異なる種類の地形の境界などの地形的に続く線上模様で活断層を認定する際の基礎的な地形

本市に影響があると考えられる過去に発生した塩屋崎沖地震（昭和 13 年発生、マグニチュード 7.8） ※[下図 2]を想定して検討を行った。

○想定地震概要

名 称	震源域から本市までの距離 (震央と市役所)	上端深さ	マグニチュード
塩屋崎沖地震	約 85km	20km	7.8

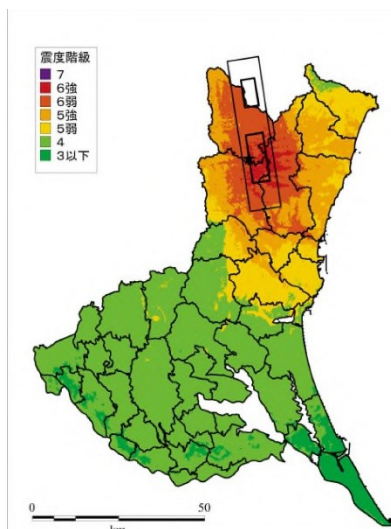


図 1 棚倉破砕帯東縁断層などの連動の地震の地表震度分布

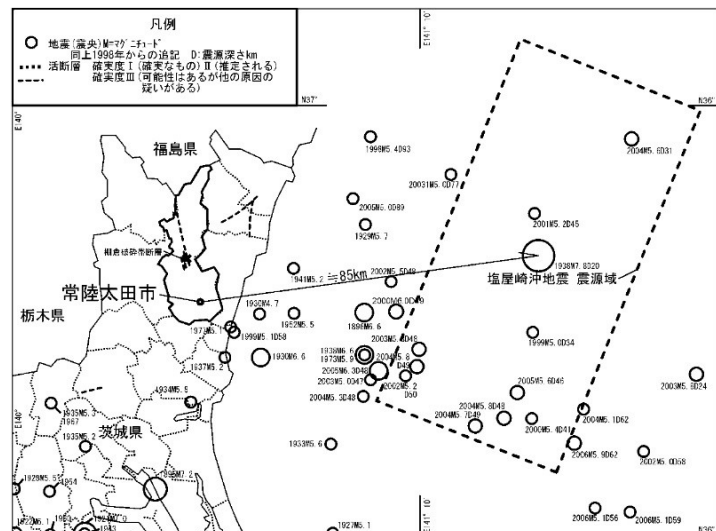


図 2 地震の発生状況と想定地震位置

(b) 震災被害想定

1 地震動

本市の河谷平野部（河川の氾濫・河道変化によってできた低平な土地）は、久慈川、里川、山田川の運搬によって形成された多湿な低地であり、丘陵上の立地に比較して地震動（地震波の到達によって引き起こされる地面の震動のこと）をより増幅して建物被害

や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。山地と丘陵部が震度5弱、山間の谷から平野部までの扇状地と谷津部が震度5強、平野部の水田及びJR常陸太田駅周辺が震度6弱と想定される。

旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、台地・丘陵・扇状地や河川の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵が活かされているといえる。

丘陵面上の建物が密集した旧市街地は、木造家屋が多く防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加など震災に弱い側面も指摘できる。

2 液状化

本市の液状化による建物の被害想定は、液状化の極めて高い旧河道に立地する建造物はほとんどない。

本市の丘陵部を除く河谷平野部に位置する集落は、液状化の高い河川・三角州・谷底平野・旧砂州と予測され、この地域は比較的液状化に強い自然堤防、即ち水田面よりやや小高く砂利交じりの地質で旧来からの集落があるところと水田を埋立てかさ上げた比較的新興の宅地に区分される。水田を埋め立てた宅地に立地する建造物は、地耐力の構造計算を行ったものを除き、一般的な木造等家屋は液状化への対応がなされていない場合が多く、特に宅地周りの状況により地下水位が高い場合は被害が増すと予測される。

4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

事業者への影響としては、観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベント、会合の休止、外出自粛の動きなどにより売り上げが急減する。製造業などでは海外工場の操業停止、部品、材料の納入遅延などサプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

5) 原発事故

原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設・原子炉・貯蔵施設・再処理施設・廃棄施設・使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大が想定される。

○対象となる原子力事業所及び原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点

区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安）を基準とする。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域（注1）

原災法対象事業所〔所在市町村〕	原子力災害対策重点区域			
	許可区分（注2）	重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	対象区域
日本原子力発電（株）東海第二発電所（略称：原電東海）〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	（UPZ）約30km	市全域（注3）

※（注1）：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

（注2）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

（注3）：東海第二発電所のUPZ圏外となる里川町、徳田町、小妻町、小中町についても、住民の緊急防護措置の対応について市内他地区と同様にUPZ圏内の扱いとする。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 1,675人
- ・小規模事業者数 1,409人

市内商工業者の数・分布は以下の通り

	商工業者数	うち小規模事業者数	事業所の立地状況など
建設業	309	304	市内に広く分布している。
製造業	234	208	市内各地に点在している。また市内では比較的規模の大きい企業は工業団地において操業している。
卸・小売業	455	336	市街地に密集するが、市内に広く分布している。
宿泊・飲食業	183	137	市街地に密集するが、市内に広く分布している。
サービス業 その他	494	424	市内に広く分布している
合計	1,675	1,409	

（令和2年度茨城県商工会連合会実態調査より）

（3）これまでの取組み

1）常陸太田市の取組み

（a）地域防災計画の策定

防災基本計画が平成29年4月に熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告や平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方を踏まえた改定がなされた。茨城県では、防災基本計画の改定を踏まえるとともに茨城県の最新の取組等を踏まえ、茨城

県地域防災計画（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編）について、平成30年に次の3点を主な改定項目とする改定を行った。

- ① 茨城県及び市町村の防災体制の強化
- ② 被災者生活復興支援
- ③ 適切な避難行動の確保

（b）地域防災計画の改定

また、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）については、防災基本計画の改定及び平成29年3月の原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、平成30年3月に次の5点を主な改定項目とする改定がされた。

- ① 実用発電用原子炉施設以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の変更
- ② 県災害対策本部及びオフサイトセンターの代替施設規定の追加
- ③ 放射性物質の拡散予測システムに係る記載の変更
- ④ 緊急時モニタリング計画の策定に伴う改定
- ⑤ 緊急被ばく医療マニュアルの改定に伴う改定

（c）当市の防災計画の改定

本市においては、以上のことを踏まえて、平成31年2月に常陸太田市防災計画（平成22年3月策定）の改定を行った。

・主な改定項目

（ア）風水害等対策計画編・震災対策計画編

- ① 市の防災体制の強化
 - 最新のICT（情報関連技術）の導入
 - 大規模災害により被災した際の行政機能の確保状況の把握及び県への報告
- ② 被災者の生活復興支援
 - 住宅被害認定調査や罹災証明書交付に関する体制の強化
 - 罹災証明書交付等を支援するシステムの活用
- ③ 適切な避難行動の確保
 - 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
 - 避難勧告等の対象の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

（イ）原子力災害対策計画編

- ① 本計画の対象となる原子力事業所の変更
 - 実用発電用原子炉施設以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の変更
- ② オフサイトセンターの代替施設
 - つくば国際会議場または県教育研修センター
- ③ 事故発生時における市職員の整備体制基準の修正
 - 茨城県による緊急時モニタリング計画の策定に伴う修正

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、常陸太田市防災会議が作成する計画であって、常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護すると

ともに災害の復旧を図ることを目的としている。

(d) 第6次総合振興計画による防災に関する各施策の推進

- ① 関係機関との連携を図り、原子力災害対策を推進。
- ② 自然災害に強い河川の改修整備を推進。
- ③ 自然災害に強い上下水道の施設整備を推進。
- ④ 地域防災計画を随時見直し、地域防災力の向上と防災体制の整備を推進。
- ⑤ 自主防災組織を中心とした市民との連携・協働による防災体制を強化。
- ⑥ 計画的な消防水利施設（防火水槽・消火栓等）の整備。

(e) 総合防災訓練の実施

東日本大震災を契機に、住民参加型の防災訓練を定期的（年に1回）に実施している。大雨による土砂災害、直下型地震を想定した火災、水害、土砂災害、停電、断水などの複合型の災害を想定して実施。また、原子力災害広域避難訓練や自主防災会（124団体）の訓練補助、自治会等への出前講座等の啓発、自主防災リーダー研修会を開催している。

(f) 防災に関する情報提供

日頃の心得や発災時の避難に役立つよう、洪水ハザードマップを平成30年に想定最大深度に改定し、対象地域に全戸配布した。

掲載内容は、浸水想定区域図のほかに、日頃の心得、非常持ち出し品リスト、情報収集方法、最大伝言用ダイヤル、災害伝言板とマイタイムライン。

市広報紙において、定期的に防災に関する記事を掲載している。その他、市ホームページ、防災行政無線、SNSでも情報を発信している。

(g) 防災備蓄品

市地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定め、衛星携帯電話、毛布布団3点セット、投光器、水槽、ランタン、発電機、ガソリン携行缶、コードリール、ジェットヒーター、大型扇風機、業務用大型石油ストーブ、リヤカー、マイルディシート、折りたたみマット、プライベートルーム、担架ベッド、マンホールトイレ、避難用テント、段ボール間仕切り、段ボールベット、ブルーシート、簡易トイレ、食糧等それぞれ計画数を定め備蓄している。

(h) 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少に直面する事業者の継続を支えるための各種支援金を創出

- ① 離職者等雇用事業所奨励金
- ② 新型コロナウイルス感染症対策事業応援支援金
- ③ ホテル・旅館事業継続応援支援金
- ④ 交通事業者事業継続応援支援金
- ⑤ 新型コロナウイルス対策支援金
- ⑥ 常陸太田市緊急家賃支援給付金

2) 常陸太田市商工会の取組み

(a) 事業者BCP（事業継続力強化計画を含む。以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解して頂くため、中小企業庁が作成した「中小企業の事業継続計画（BCP）」などの小冊子を活用して、会合や会報を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行ってきたのははじめ、当会のホームページや会報においても、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

平成30年度にBCP策定セミナーを実施したが、まだBCPに対する会員の関心が低く、予定した受講者数が集らなかった。

(c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、中小企業PL保険制度、ビジネス総合保険制度、全国商工会情報漏えい保険、業務災害補償プラン、商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。

また、小規模事業者に対する火災や地震などの財産のリスクヘッジ対策として、茨城県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

(d) 防災備蓄品

懐中電灯、予備乾電池、軍手、工具類、タオル、ゴミ袋、非常用軽食、飲料水を備蓄している。しかし、計画数は定めていない。

(e) 感染症への対応

①特別相談窓口の開設

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。

②影響調査の実施

全会員を対象に、感染症により企業活動にどんな影響を受けているかについてアンケート調査を実施

③飲食店の支援

来店客の減少により影響を受ける飲食業者を対象に、テイクアウトにより支援する「常陸太田エール飯」を企画した。

④個別相談会の実施

社会保険労務士を招いて、雇用調整助成金の個別相談会を実施した。

II 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、市内でも比較的規模の大きい事業所などであり、どの業種・業態においてもごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者の殆どは策定していない現状にある。

従って、事業者BCPの策定に関する市全体の取り組み状況は、まだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組みも本格化していないのが実態である。

また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取り組んでおり、連携による取組み強化への必要性が高まっている。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォームなどが提供されているが、初めてBCPを策定する小規模事業者にとってはハードルが高すぎるどころから、簡易版のフォームなど小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。応急対策に関する市と商工団体の2者間で具体的なマニュアルが整備されていない。

④感染症対策不足

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

常陸太田市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害などに備えた中小企業等に対する事前防災や事後いち早い復旧等の対策について、市と商工会が一つになって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため次の取組みを行う。

①小規模事業者の事業継続力強化計画策定を支援

小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定などを支援する。

- 1) 事業継続力強化計画認定 5社(年)
- 2) 各種共済、保険制度への加入促進(見直しを含む)

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑にするため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを確立する。

③速やかな応急、復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関と

の連携体制を平時から確立する。

④感染症発生時における対応体制の確立

域内において感染症発生時には速やかに感染防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確立する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

常陸太田市商工会と常陸太田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前対策＞

平成31年2月に市が作成した「地域防災計画」に則り、当会としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策に取り組めるよう事前の準備を整える。

(a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対する事業者BCPの必要性について普及・啓発を図るため、当会の年度事業計画に次の内容の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取り組みを行うこととする。

(ア) 広報等による啓発活動

当市のハザードマップを商工会事務所に掲示する他、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介などを行う。

○商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害賠償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償保険のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

(イ) ハザードマップによるリスク周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問する際、ハザードマップなどを用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本会のホームページ

ジにリンクさせる他、各事業所に対してQRコードなどを周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

(ウ) リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施
事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等の怪我、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐に渡るため、これらのリスクへの対応をあらゆる角度から検証することが求められる。

そこでリスクの管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組みや対策を説明・提案し、事業者BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談などを実施する。

(エ) 正しい情報の入手に関する周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況は日々変化するため、事業者は常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

(オ) 感染症対策につながる支援

新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

(カ) 環境整備のための情報や支援策の提供

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

(キ) 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効率的な訓練などについての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、以下のような普及啓発セミナーを行う。

①事業者BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向け事業者BCPの作成などのスキルを習得する。

②事業者BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門化講師により、独自のマニュアルなどを用いたワークショップなど演習型の事業者BCP策定セミナーを実施する。

③個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後の事業者BCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でも事業者BCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提

案する。

(b) 常陸太田市商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年3月に事業継続計画を作成済み。また、策定後は2年周期で計画更新を行う。

(c) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめ事業者BCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介なども実施する。関係機関に対しては、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(d) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者の事業者BCP策定の取組み状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

(e) 訓練の実施

当会は市が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ本市との連絡ルートの確認等を行う。

<2 発災後の対策>

(a) 大規模自然災害

自然災害時による発災時には、人命救助が第一として、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

1) 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

2) 2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
|--|

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力などの確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

3) 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

2者それぞれBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際には、

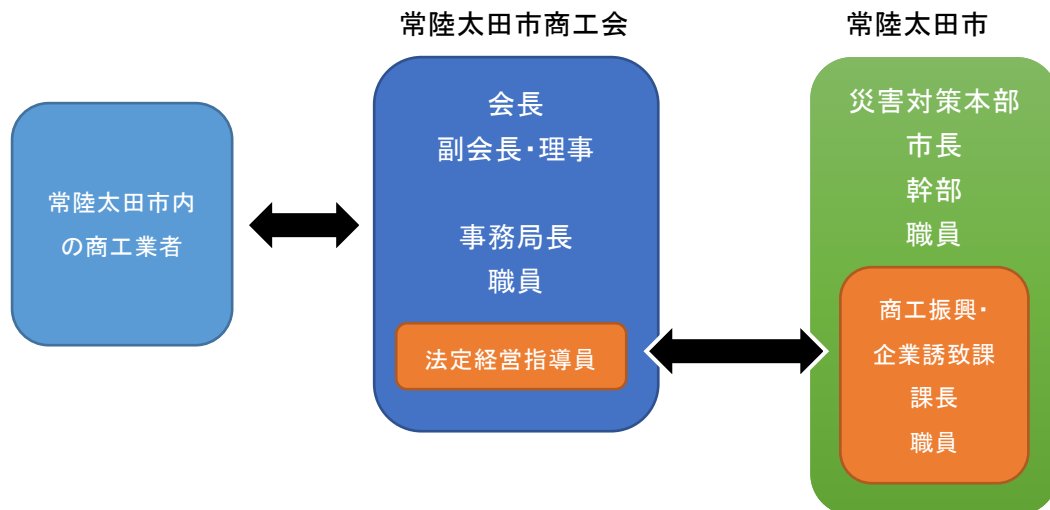
- ①本人、家族の被災状況
- ②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- ③出勤出来る状態かどうかについても、出来るだけ情報を集めることとする。

団体名	安否確認の対象と目標時間
常陸太田市商工振興・企業誘致課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）・メールにて確認
常陸太田市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○幹部：3時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話・メールにて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区ごとの会員安否を確認

4) 安否確認等の結果共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

◇安否確認結果の連絡窓口



(イ) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、2者間で協議し、(仮称)常陸太田市事業継続力強化支援協議会長(常陸太田市商工振興・企業誘致課長)が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概

ね次の判断基準とする。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害は無い	○目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報を共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時・11時・14時・16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時・14時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（9時）共有する
1ヶ月超	2日に1回共有する

(b) 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

(ア) 管内事業者に対するリスク周知

発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後の管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

(イ) 管内事業者の被害状況の確認

市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

(ウ) 被害情報の共有

市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報などを共有する。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報を共有する間隔
海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

(エ) 被害情報の報告

市と商工会とで共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

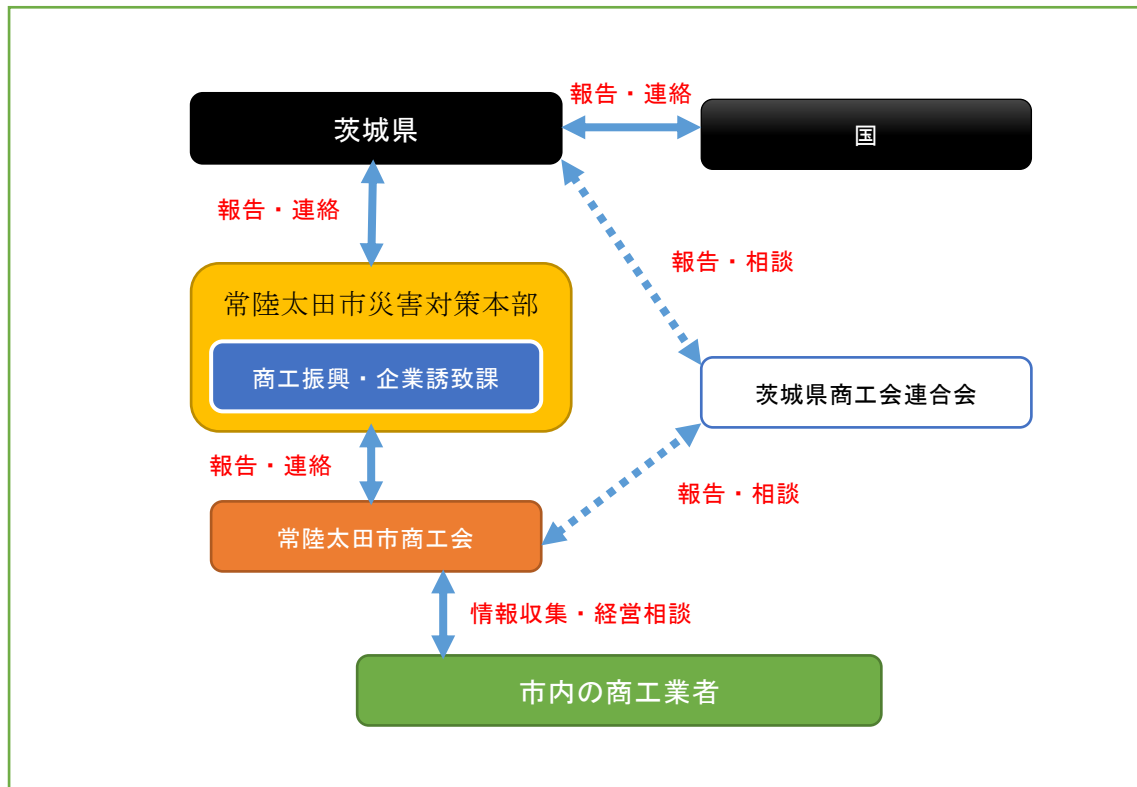
※上記被害状況（情報）とは、需要減少による売上の減や資金繰りの悪化など感染症による影響を指す。

<3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

(1) 連絡体制の構築

自然災害等発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。

(連絡体制図)



全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊又は半壊の場合のみとする。

イ) 商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業復旧に必要な費用(再調達価格：損壊した資産と同じ資産を今購入したらいくら支払わなければならないか)を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市災害対策本部報告該当
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上損壊等	事業復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める 事業の復旧に直接関係しない経費は除く	○
	一部損壊	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く		
	床上浸水	土砂等の堆積などで一時的に使用不可の浸水		
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		
商工被害	商品・製品、仕掛品、原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入価格・製造原価を求める	○
	構築物、車両運搬具、工具器具及び備品、機械及び装置	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める	○

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格など把握しても差し支えないものとする。

その場合の記入方法として、業者の見積もりの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）、として区分することとする。なお、構築物は建物一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調などの各設備）は、非住家被害とし、塀門扉、舗装設備（建物と分離された看板塔などを含む）は商工被害とするが、いずれも事業復旧に必要な資産のみ対象とする。

(6) 共有した情報の県等への報告方法

当会・当市の2者間で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また当会は茨城県商工会連合会へ報告するものとする。

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

(a) 相談窓口の開設

当会は市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別に要請を受けた場合はこれに従うものとする。

(b) 管内小規模事業者の被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査などを円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 ・職員の参集可否、 ・居住周辺の被害状況	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話などによる聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品・原材料の調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

(c) 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報やホームページ、説明会などにより地区内小規模事業者等へ周知する。

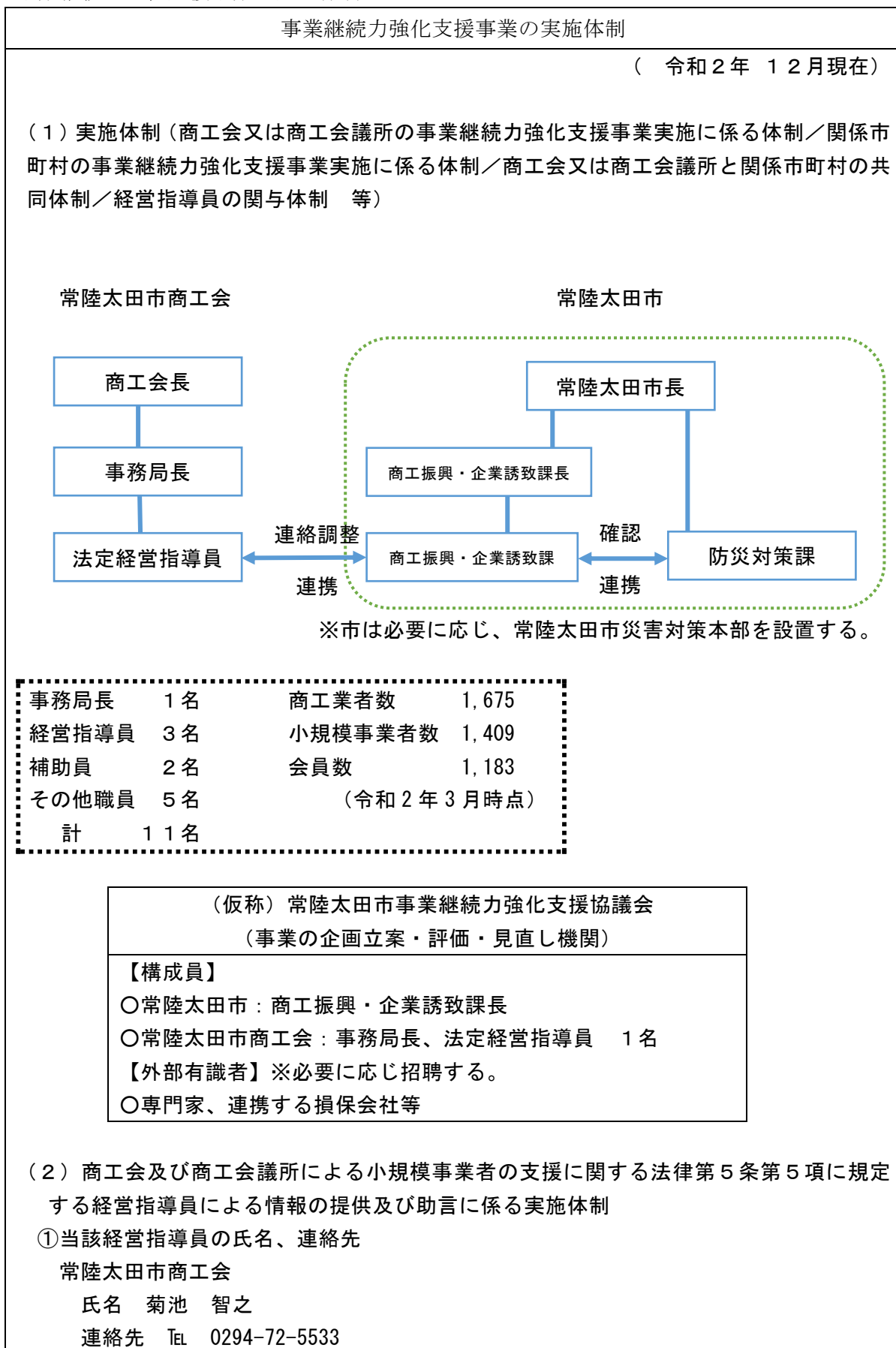
<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等に関し県等に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会の経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスク周知をはじめ、事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、年1回進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、（仮称）常陸太田市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点などについて協議する。

（3）商工会、関係市町村連絡先

①商工会（常陸太田市商工会）

〒313-0061 茨城県常陸太田市中城町 3210

T E L 0294-72-5533 F A X 0294-72-5546

info@ootasyoko.or.jp

②関係市町村（常陸太田市商工振興・企業誘致課）

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

T E L 0294-72-3111 F A X 0294-72-0288

yuchi@city.hitachiota.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	240	270	270	270	270
1. 事業者 BCP 策定セミナー開催費 ・講師謝金、旅費 ・広告料	100	100	100	100	100
2. 個社支援、専門家派遣費 ・専門家謝金、旅費	90	120	120	120	120
3. 普及、啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 評価会議開催費 ・専門家謝金、旅費 ・会議費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③